

法人 都民税 事業税 更正請求書（第 10 号の 3 様式） 記載の手引

- 1 この請求書は、法人の都民税又は事業税について、地方税法第 20 条の 9 の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 53 条の 2（第 321 条の 8 の 2）、第 72 条の 33 の 2 又は第 72 条の 49 第 4 項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用してください。
- 2 特定信託の受託者である信託業を行う法人が各特定信託の各計算期間の法人税額を課税標準とする都民税の法人税割又は各特定信託の各計算期間の所得に対する事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には特定信託の名称を併記し、「事業年度又は連結事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と読み替えて記載してください。
- 3 この請求書は、本都内における主たる事務所又は事業所の所在地の都税事務所長又は支庁長に 2 部（正 1 部、写 1 部）を提出してください。ただし、2 以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、地方税法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事にあらかじめ第 10 号の 2 様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付してください。
- 4 「課税標準等」の欄には、課税標準（2 以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては課税標準額の総額及び本都の分割課税標準額を併記してください。）及び欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を記載してください。
なお、課税標準又は税額の計算上控除する金額（繰越欠損金額、還付法人税額、外国税額控除等）についても当該欄に記載してください。
- 5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結子法人をいいます。以下この記載の手引において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第 12 号の 7 の 5 に規定する連結完全支配関係をいいます。以下この記載の手引において同じ。）がある連結親法人（同条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいいます。以下この記載の手引において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載してください。
- 6 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（法人税法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引において同じ。）（連結子法人に限ります。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載してください。
- 7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（例えば、法人税の更正通知書の写）を添付してください。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 7 条第 1 項に規定する合意に基づく国税通則法第 24 条又は第 26 条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。
- 8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人（連結子法人に限ります。）である法人が記載してください。